

滋賀県における豚熱の確認(国内72例目)及び「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」の持ち回り開催について

本日、滋賀県近江八幡市の養豚農場において家畜伝染病である豚熱の患畜が確認されたことを受け、農林水産省は本日19時15分から、「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」を開催し、今後の防疫方針について議論します。

現場及び周辺地域にも本病のウイルスが存在する可能性があり、人や車両を介して本病のまん延を引き起こすおそれがあります。現場及び周辺地域での取材は、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」は非公開です。ただし、冒頭のみカメラ撮影が可能です。

1. 発生農場の概要

所在地：滋賀県近江八幡市

飼養状況：約1,400頭

2. 経緯

(1) 滋賀県は、同県近江八幡市の農場から、死亡頭数が増加している旨の通報を受け、昨日(10月5日(火曜日))、当該農場に立ち入り、病性鑑定を実施しました。

(2) 滋賀県の検査により豚熱の疑いが生じたため、動物検疫所(横浜本所)で精密検査を実施したところ、本日(10月6日(水曜日))、豚熱の患畜であることが判明しました。

3. 今後の対応

本日19時15分から「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」を開催し、今後の防疫措置について速やかに検討するとともに、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、以下の防疫措置等について万全を期します。

(1) 当該農場の飼養豚の殺処分及び焼埋却等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施します。

(2) 感染経路等の究明のため、国の疫学調査チームを派遣します。

(3) 本病の早期発見及び早期通報の徹底を図ります。

(4) 関係府省と十分連携を図るとともに、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努めます。

(5) 農場の消毒や野生動物の農場への侵入防止等の飼養衛生管理基準の遵守に関する指導を徹底します。

4. 農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部

農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部

日時：令和3年10月6日(水曜日)19時15分

場所：農林水産省 第1特別会議室

所在地：東京都千代田区霞が関1-2-1

5. その他

- (1) 豚熱は、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害するおそれがあることなどから厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用する取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課

担当者：星野、金子

代表：03-3502-8111（内線4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994